

## 2 職員の給与及び職員数の状況

### 2の1 総括

#### (1) 人件費の状況（令和6年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年3月末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年 度	人 56,954	千円 37,323,858	千円 855,024	千円 4,078,115	% 10.9	% 10.4

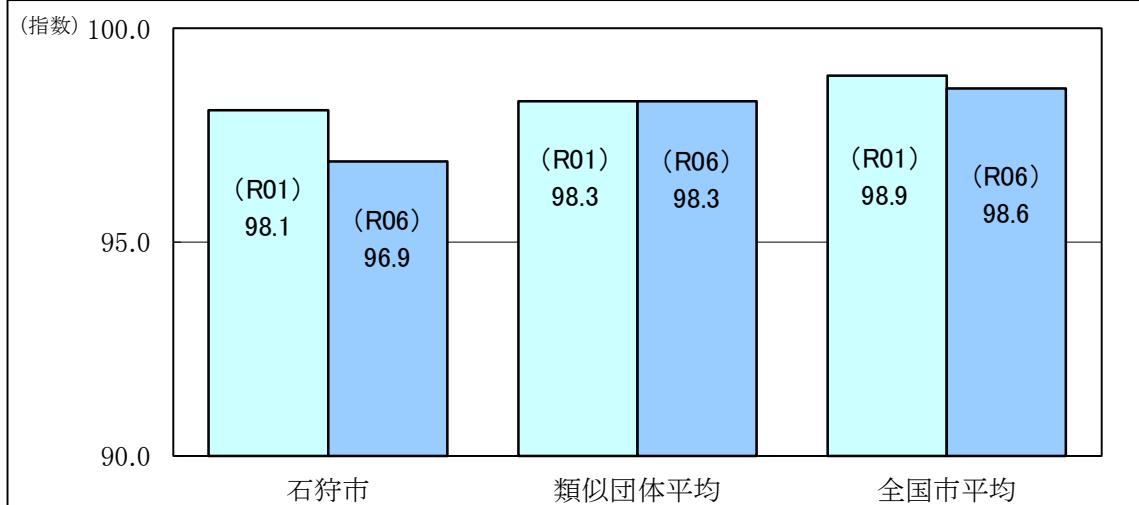
(注) 人件費には、市職員給与及び市長等特別職、議會議員、各種委員会に支給される報酬、共済費(民間での社会保険料事業主負担分)を含んでいます。

#### (2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和5年 度	人 411	千円 1,479,849	千円 327,897	千円 599,037	千円 2,406,783	千円 5,856
令和6年 度	人 411	千円 1,567,759	千円 369,482	千円 647,174	千円 2,584,415	千円 6,288

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。

## 2の2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
石狩市	43.80 歳	330,700 円	415,484 円
			366,778 円
国	42.10 歳	323,823 円	405,378 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 国の値は、令和6年4月1日現在における職員の平均を使用しています。

### (2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分	石狩市		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
一般行政職	大学卒	220,000 円	228,900 円	220,000 円	228,900 円
	高校卒	188,000 円	199,400 円	188,000 円	199,400 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
	大学卒	277,400 円	315,400 円
一般行政職	高校卒	246,200 円	277,400 円
			315,400 円

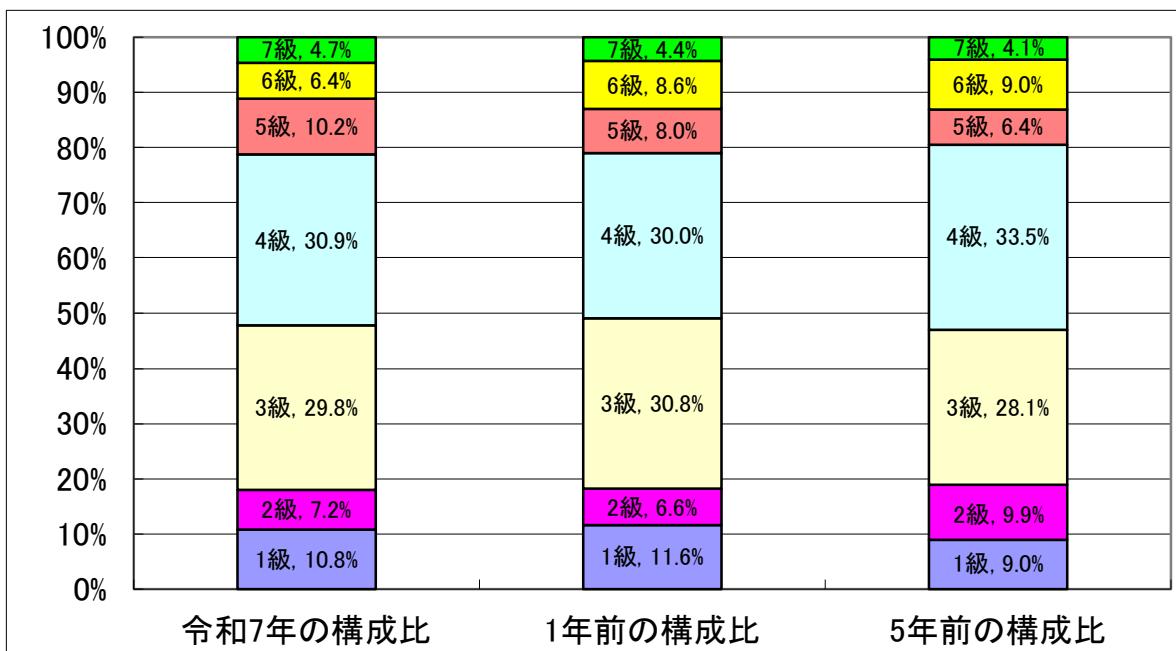
## 2の3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う職務	39 人	10.8 %	183,500 円	258,100 円
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	26 人	7.2 %	230,000 円	308,500 円
3級	主任の職務	108 人	29.8 %	265,300 円	354,700 円
4級	主査又は係長の職務	112 人	30.9 %	298,800 円	386,100 円
5級	①課長等の職務 ②主幹の職務	37 人	10.2 %	321,300 円	398,200 円
6級	①部の次長等の職務 ②困難な業務を処理する課長等の職務	23 人	6.4 %	355,200 円	415,700 円
7級	部長等の職務	17 人	4.7 %	408,300 円	450,900 円

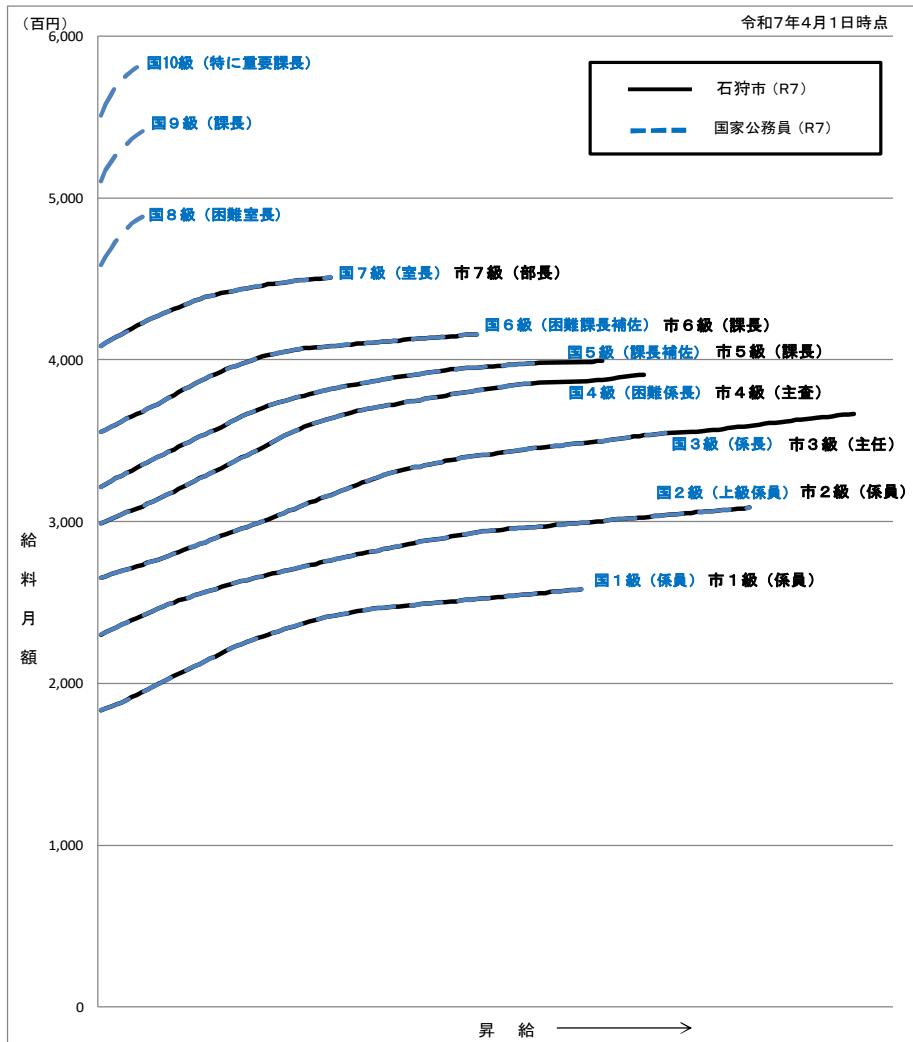
(注) 1 石狩市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成19年4月1日から、給料表を8級制から6級制に改正しています。

## (2) 国との給料表カーブ比較表（令和7年4月1日現在）



## (3) 昇給への勤務実績への反映状況

昇給に係る勤務実績の反映は、勤務実績に基づき昇給区分を決定している。

昇給区分及び昇給号俸数は次のとおりである。

区分	昇給号俸数	
	高齢層職員以外の職員	高齢層職員
勤務成績が良好である職員	4号俸	2号俸
勤務成績がやや良好でない職員	2号俸	1号俸
勤務成績が良好でない職員	0号俸	0号俸

## 2の4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

石 狹 市	北 海 道	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,575 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,682 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40 月分) 勤勉手当 2.10 月分 (1.00 月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375 月分) 勤勉手当 2.05 月分 (0.975 月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375 月分) 勤勉手当 2.05 月分 (0.975 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当

石狩市(令和7年4月1日現在)			国(令和6年4月1日現在)		
(支給率)	自己都合	勵奨・定年	(支給率)	自己都合	勵奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2%～45%)			・定年前早期退職特例措置(2%～45%)		
1人当たり平均支給額	1,041 千円	21,239 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	2,384 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	795 千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	3 人	20 %

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	939 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	49 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	4.3 %		
手当の種類(手当数)	9 種類		
手当の名称	主な支給対象職員等	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等徴収業務手当	納税課・国民健康保険課	市税等の徴収業務	日額200円
社会福祉業務手当	福祉総務課	生活保護に関する現業業務	日額300円
野犬捕獲作業等手当	都市整備課 ごみ・リサイクル課	犬、猫その他の動物の死体の収集は又運搬業務	1件400円
行旅死亡人取扱手当	福祉総務課	行旅死亡人収容等業務	1件3,000円
防疫作業手当	健康推進課・農政課	伝染病の患者等の防疫措置業務	日額400円
放射線取扱手当	診療放射線技師	エックス線その他の放射線に関する業務	日額250円
特殊現場作業等手当	下水道課	下水道管路施設内の点検、清掃業務	日額300円
道路上作業手当	都市整備課	道路維持修繕作業業務	日額300円
災害派遣業務手当	全職員	国又は他の地方公共団体の要請に基づく災害復旧等業務	日額2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	115,093 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	570 千円
支給実績(令和6年度決算)	137,058 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	679 千円

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	①配偶者3,000円(月額) ②子11,500円(月額) ③16歳年度初めから22歳年度末までの子5,000円(月額に加算) ④父母等6,500円(月額)	同じ		44,801 千円	253,113 円
住居手当	①借家(家賃12,000円を超える者が対象)は、家賃の額に応じて27,000円を限度に支給(月額) ②配偶者が借家に居住する単身赴任手当受給職員は、家賃の額に応じて13,500円を限度に支給(月額)	異なる	①借家・借間居住職員(家賃16,000円を超える者が対象)は、家賃の額に応じて28,000円を限度に支給(月額) ②配偶者等が借家・借間に居住する単身赴任手当受給職員は、家賃の額に応じて14,000円を限度に支給(月額)	27,062 千円	297,385 円
通勤手当	①自動車等使用者には、距離に応じて2,400円から32,000円の範囲内で支給(月額) ②通勤手当の支給限度額は、150,000円(月額)	異なる	①自動車等使用者には、距離に応じて2,000円から31,600円の範囲内で支給 ②国と同様	28,245 千円	100,160 円
管理職手当	①部長相当職75,700円(月額) ②部次長相当職64,200円(月額) ③課長相当職56,200円(月額)	異なる	俸給の特別調整額として、区別に定められた額を支給	55,789 千円	764,233 円
休日勤務手当	支給割合100分の135	同じ		2,101 千円	105,050 円
寒冷地手当	11月～3月(5か月間)支給で、 ①世帯主で扶養親族のある職員26,000円(月額) ②その他の世帯主である職員14,500円(月額) ③その他の職員9,800円(月額)	同じ		36,641 千円	112,396 円

2の5 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	市長 920,000 円
	副市長 735,000 円
	教育長 644,000 円
	常勤監査委員 590,000 円
報酬	議長 450,000 円
	副議長 400,000 円
	議員 370,000 円
期末手当	市長 (令和7年度支給割合) 副市長 教育長 常勤監査委員 3.45 月分
	議長 (令和7年度支給割合) 副議長 議員 3.45 月分
	(算定方式) (支給時期) 市長 920,000円×20.504(任期4年の支給割合) 任期終了後 副市長 735,000円×12.936(任期4年の支給割合) 任期終了後 教育長 644,000円×8.514(任期3年の支給割合) 任期終了後 常勤監査委員 590,000円×10.472(任期4年の支給割合) 任期終了後

## 2の6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

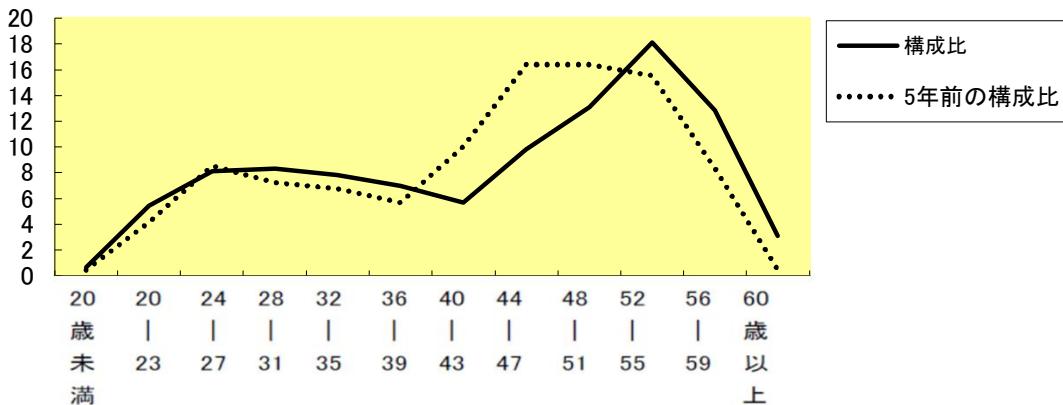
(各年4月1日現在)

部 門	職 員 数 (人)		対前年 増減数 (人)	主 な 増 減 理 由
	令和6年	令和7年		
一般行政部門	議 会	5	6	1
	総 務	122	123	1
	税 務	27	23	-4
	労 働			
	農 林 水 産	18	18	0
	商 工	11	11	0
	土 木	39	41	2
	民 生	106	101	-5
	衛 生	45	42	-3
小 計		373	365	-8
特別行政部門	教 育	45	44	-1
	警 察			
	消 防			
	小 計	45	44	-1
公営企業等会計部門	病 院	7	7	0
	水 道	17	17	0
	交 通			
	下 水 道	9	9	0
	そ の 他	16	16	0
	小 計	49	49	0
合 計		467	458	-9
[ 595 ]		[ 595 ]	[ 0 ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳未満	24歳未満	28歳未満	32歳未満	36歳未満	40歳未満	44歳未満	48歳未満	52歳未満	56歳未満	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	3	25	37	38	36	32	26	45	60	83	59	14	458

### (3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

年 度 部 門 别	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	358 人	358 人	359 人	358 人	373 人	365 人	7人 (2%)
教育	48 人	45 人	42 人	44 人	45 人	44 人	▲4人 (▲8.4%)
普通会計計	406 人	403 人	401 人	402 人	418 人	409 人	3人 (0.8%)
公営企業等会計計	51 人	53 人	51 人	54 人	49 人	49 人	▲2人 (▲4%)
総合計	457 人	456 人	452 人	456 人	467 人	458 人	1人 (0.3%)

## 2の7 公営企業職員の状況

### (1) 石狩市水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 令和6年度決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占める職員給与費比率
収益的支出	千円 1,870,725	千円 ▲ 20,111	千円 66,936	% 3.58	% 3.56
資本的支出	千円 1,325,730	千円 -	千円 45,395	% 3.42	% 3.45

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
石狩市水道事業会計	47.3 歳	336,100 円	391,694 円

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

石狩市水道事業会計	石狩市(普通会計)	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,733 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,575 千円	
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.05 月分 (1.40 月分) (1.00 月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40 月分) (1.00 月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

石狩市水道事業会計	石狩市(一般職)	
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.270750 月分	
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～45%)	その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～45%)	
1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円	1人当たり平均支給額 1,041 千円	21,239 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

##### ウ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)	9 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	1,800 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	29.4 %	
手当の種類(手当数)	2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道料金等徴収業務手当	水道料金等の徴収業務に従事した職員	日額200円
現場危険作業手当	石狩河口橋添架水道管調査作業に従事した職員	1回1,500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	1,998 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	166 千円
支給実績(令和6年度決算)	2,481 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	177 千円

オ その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	①配偶者3,000円(月額) ②子11,500円(月額) ③16歳年度初めから22歳年度末までの子5,000円(月額に加算) ④父母等6,500円(月額)	同じ		3,106 千円	258,833 円
住居手当	①借家(家賃12,000円を超える者が対象)は、家賃の額に応じて27,000円を限度に支給(月額) ②配偶者が借家に居住する単身赴任手当受給職員は、家賃の額に応じて13,500円を限度に支給(月額)	同じ		900 千円	300,133 円
通勤手当	①自動車等使用者には、距離に応じて2,400円から32,000円の範囲内で支給(月額) ②通勤手当の支給限度額は、150,000円(月額)	同じ		947 千円	67,647 円
管理職手当	①部長相当職75,700円(月額) ②課長相当職56,200円(月額)	同じ		2,257 千円	752,400 円
休日勤務手当	支給割合100分の135	同じ		7 千円	6,862 円
寒冷地手当	11月～3月(5か月間)支給で、①世帯主で扶養親族のある職員 26,000円(月額) ②その他の世帯主である職員14,500円(月額) ③その他の職員9,800円(月額)	同じ		1,876 千円	110,324 円